

計画作成年度	令和３年度
計画主体	香芝市

香芝市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 市民環境部 産業振興局 農林課
 所 在 地 奈良県香芝市本町１３９７番地
 電 話 番 号 ０７４５－７６－２００１
 F A X 番 号 ０７４５－７８－３８３０
 メールアドレス nourin@city.kashiba.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ニホンザル、カラス
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	奈良県香芝市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稲、果樹、野菜	2,613千円	0.57ha
アライグマ	野菜、果樹	2,582千円	0.22ha
ニホンザル	果樹 (令和3年度見込)	10千円	0.02ha
カラス	果樹 (令和3年度見込)	10千円	0.02ha
合計		5,195千円	1.79ha

(2) 被害の傾向

○イノシシ

山林に隣接する地域において、水田や畑への出没が確認されている。収穫時期には、水稲への食害・踏み倒し、畑作物の食害が発生し、収穫が困難な状況が続いている。また、畦の掘り返し被害によって、圃場管理に支障をきたしている。

捕獲数は、依然として一定数推移しており小型から中型の個体の捕獲数が多く、圃場の足跡と概ね一致する。

また、被害地域は縮小傾向にあるが高収益作物への被害が多く農作物における被害金額が大幅に増加しているため、継続して捕獲を行うことが必要である。

○アライグマ

主に春から夏の収穫期において、野菜、果樹を中心とした作物への食害が発生している。また、香芝市アライグマ・ヌートリア防除実施計画による捕獲活動を行っており、被害面積は減少しているが、被害の発生場所は市内全域に及んでいることから、今後も継続して捕獲を行うことが必要である。

○ニホンザル

ハナレザルの目撃例があり、市街地への出没が見られる。また、農作物被害も発生していることから捕獲を行うことが必要である。

○カラス

果樹等を中心とした作物への食害被害や騒音などの生活環境被害が発生しており、市内全域で目撃情報が増えている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和２年度）		目標値（令和６年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （ha）	被害金額 （千円）	被害面積 （ha）
イノシシ	2,613	0.57	1,375	0.30
アライグマ	2,582	0.22	1,174	0.10
ニホンザル	10 （令和３年 度見込）	0.02 （令和３年 度見込）	5	0.01
カラス	10 （令和３年 度見込）	0.02 （令和３年 度見込）	5	0.01

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	○奈良県猟友会北葛城支部香芝地区香芝市有害鳥獣対策猟友会、及び奈良県猟友会北葛城支部香芝地区香芝市有害鳥獣猟友会（以下猟友会とする。）による害鳥獣捕獲を行っている。 ○担い手確保 ホームページにおいて狩猟免許試験の情報などを掲載することにより狩猟免許、捕獲の担い手の育成支援を実施している。 ○捕獲檻の貸出 アライグマについては「香芝市アライグマ・ヌートリア除実施工画」を策定し、定外来生物	○担い手確保 ホームページを用いた狩猟免許取得の推進を行い、少しずつ猟友会の会員数は増加した。しかし、若手の確保が難しく依然課題として残る。

	の防除確認を受けており、それに基づき狩猟免許を持たない一般住民に対しても、捕獲檻を貸し出している。	
防護柵の設置等に関する取組	○鳥獣被害防除 香芝市有害鳥獣防止対策事業を活用した被害防止柵の整備 ・ 防止柵の整備 令和元年度 280m 【新設】 令和2年度 30m 【補修】 ・ 補助金額 令和元年度 30,000円 令和2年度 12,290円	○高収益作物における被害の増加被害防止柵の設置により被害面積は大幅に減少したが、高収益作物への被害が数多くみられ、被害額については増加傾向にある。
生息環境管理その他の取組	○放任果樹等除去の指導 野生鳥獣による作物被害を提起される地域へ、第一の被害対策として放任果樹等除去の指導を行っている。	○「野生鳥獣を呼び寄せない環境づくり」の指導 これまでの指導では家庭菜園者や農家を対象とした限定的な指導となるため、ゴミ出しのマナー等を含めた包括的な指導をホームページの活用により、市民の方々へ周知する。

(5) 今後の取組方針

○イノシシ 高収益作物への被害の拡大に対し、捕獲地域の拡大、鳥獣被害防止柵の拡充等を柔軟に行い、新たにイノシシが侵入した地域の個体を捕獲することによりイノシシのその地域への定着化を防ぐ。また、捕獲地域の拡大に伴い、猟友会による見回り活動にICT技術を活用し効率的な活動を行う。また、継続して捕獲活動を行うため国の補助事業等を活用し、地域が一体となって、被害の拡大防止と軽減に務める。 各地域の農事実行組合、猟友会、猟友会所属の農家、個人農家、狩猟に興味を持つ方に研修会へ参加してもらい、有害鳥獣に対する理解を深めてもらい捕獲活動に参加する担い手の確保に取り組んでいく。また、被害農家による狩猟免許の取得へとつなげたい。 ○アライグマ 被害地域の拡大に伴い捕獲地域の拡大等柔軟に捕獲活動を行い、新たにアライグマが繁殖した地域の個体を捕獲することによりその地域への定着化
--

を防ぐ。

○ニホンザル

市街地での出没が確認され、農業被害も発生していることから、香芝市有害鳥獣防止対策事業を活用した追払い・追上げ等を実施する。

○カラス

農業被害が発生しているため、香芝市有害鳥獣防止対策事業を活用した追払い・追上げ等を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○イノシシ

農事実行組合、各農家、住民からの目撃情報・被害情報を元に猟友会に捕獲を依頼し、有害鳥獣捕獲を実施している。

○アライグマ

農作物被害が市内全域で発生しているため、有害鳥獣捕獲許可は予察捕獲を含め市内全域での許可を行い猟友会協力のもと有害鳥獣捕獲を実施している。また、一般の住民に捕獲檻の貸出しを行い、捕獲を推進する。

○ニホンザル

農事実行組合、各農家、住民からの目撃情報・被害情報を元に猟友会に捕獲を依頼し、有害鳥獣捕獲を実施する。

○カラス

農事実行組合、各農家、住民からの目撃情報・被害情報を元に猟友会に捕獲を依頼し、有害鳥獣捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～ 令和6年度	イノシシ アライグマ ニホンザル カラス	被害地域の拡大に伴い、捕獲実施範囲が拡大したことで、猟友会の人員不足が考えられることから、引続きホームページ等の広報を活用し、狩猟免許の取得促進を図る。 また、山際の農地のみならず、市街地への出没も見られるため、地域から寄せられた目撃情報をホームページに掲載することにより、

		市民に被害地域を周知し、関係機関と連携を図りながら捕獲を実施していく。
--	--	-------------------------------------

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ 奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画-第5次-に基づき、本市では可能な限り捕獲圧を高め、生息数の低減に努める。捕獲数は、近年の捕獲実績及び被害状況に応じて設定する。 ○アライグマ 特定外来生物のため、積極的に捕獲を実施し、地域から可能な限り排除する。 ○ニホンザル サルの捕獲は香芝市内で前例がなく、技術的にも困難であるが、追い払いと併せて必要に応じて捕獲に取り組む。 年間捕獲計画数は3頭とする。 ○カラス 銃器の発砲制限はあるが、被害が増加傾向にあるため年間捕獲計画数は10羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	120頭	120頭	120頭
アライグマ	60頭	60頭	60頭
ニホンザル	3頭	3頭	3頭
カラス	10羽	10羽	10羽

捕獲等の取組内容
○イノシシ 志都美地区、関屋地区、田尻地区、穴虫地区、畑地区において、年間を通じて、くくり罠・箱罠により捕獲を実施する。 ○アライグマ 香芝市内全域において、年間を通じて箱罠による捕獲を実施する。 また、令和3年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除計画に基づき、被害地域における捕獲を実施する。

○ニホンザル

穴虫地区、畑地区において年間を通じて追い払い活動及び必要に応じて捕獲活動を実施する。

○カラス

香芝市内全域において、年間を通じて追い払い活動及び必要に応じて捕獲活動を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当無し

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 400m 周辺の農事実行組合や農家への聞取りを行い、被害の大きい地域や地場産作物栽培地域等の重要地区の費用対効果を勘案し検討をしていく。	ワイヤーメッシュ柵 400m 周辺の農事実行組合や農家への聞取りを行い、被害の大きい地域や地場産作物栽培地域等の重要地区の費用対効果を勘案し検討をしていく。	ワイヤーメッシュ柵 400m 周辺の農事実行組合や農家への聞取りを行い、被害の大きい地域や地場産作物栽培地域等の重要地区の費用対効果を勘案し検討をしていく。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～令和6年度	イノシシ アライグマ ニホンザル カラス	各地域において侵入防止柵の手入れや破損部の修理・交換に取組んでいく。また、忌避資材の導入等による追い払い活動を実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

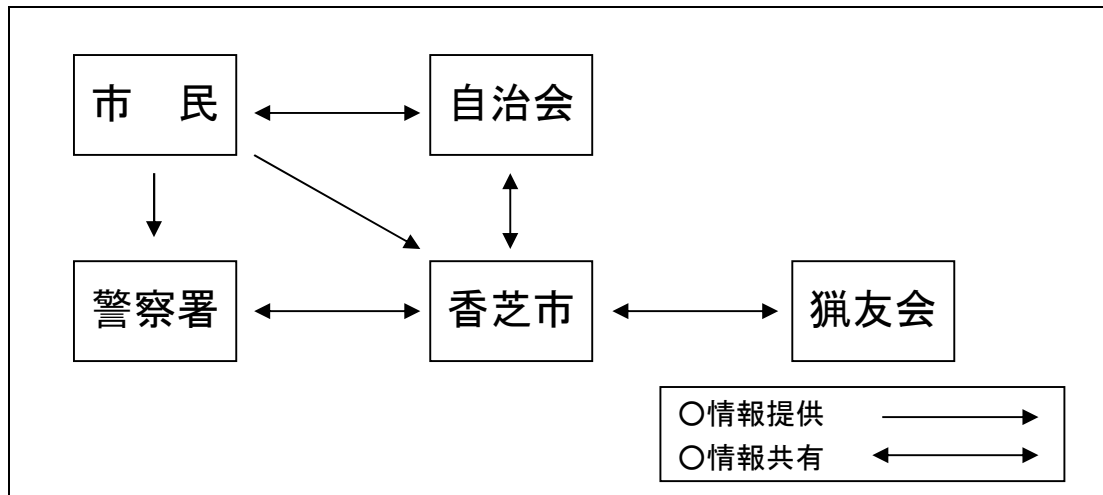
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～令和6年度	イノシシ アライグマ ニホンザル カラス	「野生鳥獣を呼び寄せない環境づくり」の指導として、田畑や家庭菜園の管理、草刈り、ゴミ出しなどのマナーの徹底をホームページにて掲載することにより、市民への呼びかけを行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
香芝市	情報収集・情報提供・注意喚起
香芝警察署	情報収集・情報提供・注意喚起
猟友会	情報収集・情報提供・捕獲・追い払い

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、環境に配慮し埋設又は焼却処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	今後の捕獲状況を鑑み、利用方法を検討する。
ペットフード	今後の捕獲状況を鑑み、利用方法を検討する。
皮革	今後の捕獲状況を鑑み、利用方法を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等で	今後の捕獲状況を鑑み、利用方法を検討する。

のと体給餌、学術研究等)	
--------------	--

(2) 処理加工施設の取組

今後、捕獲等をした鳥獣の利用状況に応じて、取組を検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

今後の捕獲状況を鑑み、取組を検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	香芝市有害鳥獣防止対策協議会
構成機関の名称	役割
香芝市	・協議会の運営 ・鳥獣被害軽減のための各種活動 ・狩猟者の確保及び育成支援 ・関連情報の提供
猟友会	・有害鳥獣捕獲の実施 ・狩猟技術指導
奈良県中部農林振興事務所	・関連情報の提供と助言
地元農事実行組合 自治会 奈良県農業共済組合中部支所	・関連情報の提供と助言 ・各農家との情報共有と連携 ・各戸への注意喚起

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
香芝警察署	情報収集・情報提供・注意喚起

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現状として就業や各個人の事情等により設置を行う事が困難であるが、状況や事情の変化に応じて設置を検討していく。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

出没情報を元に必要に応じて現地確認を行い、新たな侵入経路の発見や防除についての対策方法、基本的な知識等の普及を行うことで、捕獲の効率化と被害の発生を防ぐ。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施に当り、怪我や事故等のないように注意喚起を行う。

また、鳥獣被害を市民一人一人の問題として捉え、地域をあげて取組を進めることが重要だと認識している。